

第5回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年8月9日（金） 午後0時58分～1時37分

●会場 各務原市産業文化センター 3階特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈報告事項〉

報告第11号 木曾川文化圏市町合併協議会委員の変更について

報告第12号 新市建設計画策定にかかるアンケート調査について

〈継続協議事項〉

協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

〈協議事項〉

協議第19号 交通関係事業（コミュニティバス）の取扱いについて

協議第20号 条例、規則等の取扱いについて

協議第21号 町名、字名の変更について

協議第22号 建設関係事業（都市計画）の取扱いについて

協議第23号 友好都市締結・国際交流事業（都市交流）の取扱いについて

協議第24号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○地方税の取扱いについて（協議第18号）

○「合併協議項目」の協議状況について

○第6回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	横山隆一郎	白木 博	尾関益男	野田 功
	松田之利	広瀬利和	長谷川匡一	武藤孝子
	松原史尚	小島 武	苅谷彰三	村井宏行
	田中露美	小森利八郎	横山勝利	

●欠席委員

委 員 星野鉄夫

●事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	稲垣嘉朗	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

●説明者

産業部会長	岡部秀夫（各務原市産業部長）
総務部会長	五島仁光（各務原市総務部長）
建設部会	柘植藤和（各務原市都市建設部都市計画課長）
企画財政部会	磯野孝博（各務原市企画財政部秘書広報課長）
住民部会	紙谷 清（各務原市市民部長）

【事務局長】

皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第5回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

最初に、協議会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、ご無礼しております。

台風がこっちへ向かっておるといふときになってしまいましたが、第5回目の合併協議会をただいまから始めたいと存じます。ひとつよろしくをお願いいたします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

じゃあ森議長さん、よろしくお願ひします。

【議長：各務原市長】

それでは、議事に入らせていただきます。

その前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

松田之利委員と野田功委員のお二方をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づきまして、進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、報告事項2件と、継続協議事項1件及び協議事項7件でございます。

それでは、「報告第11号 委員の変更について」を事務局から説明願ひます。

【事務局】

お手元の報告事項の1ページをご覧ください。

8月6日に川島町の臨時町議会が開会されまして、川島町の議会選出の合併協議会委員のお1人でございます川瀬勝秀さんから尾関益男さんにお代わりになった旨、合併協議会の事務局に届け出がございましたので、ご報告をいたします。

【議長：各務原市長】

それでは、ここで私の方から新委員の尾関益男さんに委嘱状を交付したいと存じます。

[委嘱状交付]

新委員の尾関益男さんに、自己紹介を兼ねてごあいさつをいただければありがたいと思います。

【尾関益男委員】

皆さん、どうもこんにちは。

私、先ほどご紹介がございましたが、6日に議長を拝命することになりました。また、各務原市さんの方も合併については大変好意的に川島町のためにやっていただいて、本当に感謝申し上げます。委員が代わりましても、今まで同様に好意的に進めていただきたいと思います。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

【議長：各務原市長】

ありがとうございます。

それでは、続きまして「報告第12号 新市建設計画策定にかかるアンケート調査について」を事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、事務局から新市建設計画策定にかかるアンケート調査についてご説明申し上げます。

前回の協議会におきまして、事務連絡いたしました。先日、委員の皆様のお手元に郵送いたしまして、ご報告いたしましたとおり、新市建設計画策定に関するアンケート調査を現在両市町で実施いたしております。

3ページをご覧ください。

このアンケートは、川島町内、各務原市内の18歳以上の住民の方、計5,100人を無作為抽出いたしまして、新しいまちづくりに対する住民の意向を把握するとともに、両市町の合併に対するPRと住民理解の深まりを期待するものでございます。

8月中旬までに回収いたしまして、9月中旬には集計・分析をいたしますので、10月の協議会において集計結果をご報告できると考えております。この結果をもとに、両市町の総合計画等を組み入れながら、合併後のまちづくりの基礎的な指針となる新市建設計画を素案の段階まで、幹事会以下の事務レベルで進めてまいります。その後、この素案をもとに、この協議会においてご協議いただくことになると考えております。

新市建設計画の策定につきましては、岐南町の離脱問題等でスタートが若干遅れましたが、現在急ピッチで事務を進めております。

4ページのスケジュールをご覧ください。

現在は、基礎データの収集分析、合併効果の検討、両市町の主要施策の整理を行いながらアンケート調査を実施しているという段階でございます。今後は、なるべく早

い時期に形のあるものをお出しできるように努力いたしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【議長：各務原市長】

協議第12号につきまして、事務局より報告がございました。

このアンケートの結果の集計は9月中下旬には出るということでございますので、10月の協議会ではご報告できると存じます。また、新市建設計画につきましては、事務的な作業がまだまだございますので、素案の策定の段階まで事務的に着々と進めていただき、その後、協議会においてご検討いただくということでございますので、よろしく願いいたします。

【副会長：川島町長】

この前、うちの議会の全員協議会のときに、このアンケート調査、全体で5,100ですか。その中で川島が、どうも聞いたら700人ぐらいだと。ちょっと考えてみたら、えらい比率が違うね。こちらへ電話もしましたが、あれはどういうこと…。

【事務局】

5,100の内訳を申し上げますと、各務原が4,400、川島700になります。単純に人口、世帯数等で割り返すと、川島の方が若干多くなります。これは、統計学上の数字というふうにご理解いただければありがたいと。有効回収を見込みますと、こういう数字になってしまうということでございます。

【議長：各務原市長】

さようにさせていただきたいと存じます。

【副会長：川島町長】

何でも13分の1というふうに思っておったんですがね。

【議長：各務原市長】

よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

次に、継続協議事項、協議第15号に入ります。

まず第4回の協議会におきまして継続協議となり、小委員会付託となっております「協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」をご協議いただきたいと存じます。

先般の協議会で、この小委員会については議会議員を除いたメンバーで設置するという条件がございました。そこで、前回の協議会終了後、直ちにその小委員会設置規程に基づき、私から委員を指名させていただき、7月30日に開催していただいたということでございます。

それでは、小委員会で審議された結果につきまして、小委員会の委員長さんからご報告を願います。

【松田之利委員】

それでは、ご報告いたします。

お手元の資料の継続協議事項と書いてあるところの最初の1番目が付託されたこと
でございまして、3ページにこの委員会の議事を含めて書いてございます。この前の
委員会では互選ということで、私が委員長をさせていただいて、長谷川委員が副委員
長という形で、時間はそれほど長くありませんでしたが、中身は濃い議論をいたしま
した。

主な議論は下に書いてあるとおりでございます。財政的な観点から、また、両市町
の住民の方が納得できるような合併を進めていくという観点から、議員の定数、任期
をどうしたらいいかという議論をいたしました。

その結果、この3ページの真ん中辺の審議経過及び結果のところにありますよう
に、前回の合併協議会で幹事会より提案されました合併特例法の在任特例及び定員特
例を適用するという案をこの委員会としても本合併協議会に報告することになりました。

合併してから平成17年3月までは、各務原市30名、川島町13名という議員のまま行
って、平成17年3月以降、次の任期4年間は各務原市が26、川島町が2名、そして平
成21年3月以降は新しい形で行く、それがここで言うところの合併特例法の在任特例
と定数特例ということでございます。

なお、最後の4ページのところに、付託というわけではありませんけれども、平成
17年3月から平成21年3月までの4年間は、この案でいきますと川島町からは2名の
議員が出されます。果たしてその2名の議員さんで発言権があるのか、あるいは議案
の上程権はあるのかということが議論になりました。しかしその辺のところは新しい
議会で、この2人の議員が、川島町を特に代表して意見が述べられるような環境とい
うか、状況をつくっていただきたいと、そういうことを配慮いただきたいという意見
が小委員会としてはあったということを特につけ加えて、この幹事会で出された案を
今日の合併協議会に報告するということに決しました。以上でございます。

【議長：各務原市長】

事務局、何か補足はございますか。

ただいま小委員会の委員長さんから詳しくご説明がございましたが、協議第15号に
ついてご意見、あるいはご質問等ございましたら承りたいと存じます。

小委員会は、議員さんを除いてということでございました。今日は議員さんもいら
っしゃいます、ご意見等ございましたらいただきたいと思えます。

【尾関益男委員】

私どもも以前にちょっとお話は聞いたことがございますけれども、大体こんなこと
で行くんじゃないかというようなことでしたので、私は別に何もありません。

【議長：各務原市長】

議案提出権のご意見もありましたが、議案提出権は3名以上ですね、それは心配要

りません。どこかの会派にお入りになるか、2名に1人入ると、そうすると3名になりますから、それは心配ないと思います。

【白木 博委員】

一番問題なのは、松田先生の報告のように、川島町の地元の代表としての意見が十分反映できるかというご心配であると思います。議会運営については、今度は28人になるわけですが、28人がその都度協議をするわけでありますから、別に川島からお2人になったけど、おまえんとは無しなんていうような議員は一人もおりませんから、和気あいあいの中に進行できると思います。

【議長：各務原市長】

それでは、ご意見も尽きたようでございますので、お諮りをいたします。協議第15号につきましては、小委員会の審議結果を協議会の決定といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ありがとうございました。

協議第15号につきましては、小委員会の審議結果どおり決定いたしたいと存じます。

小委員会の委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入ります。

「協議第19号 交通関係事業（コミュニティバス）の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【産業部会長】

では、専門部会、産業部会の方からの提案でございます。

「協議第19号 交通関係事業（コミュニティバス）の取扱いについて」の協議案をご説明させていただきます。

まず1ページをお願いします。

旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設するという案を提出させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

調整の方針といたしましては、旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設するということとございまして、現状といたしましては、現在、各務原市としましては、名称が「ふれあいバス」ということで、路線では平日5路線、土曜日・休日につきましては2路線、そして運行時間につきましては、平日が7時10分から2時ごろまで、土曜日・休日につきましては8時40分から17時ごろ、そして料金につきましては1乗車100円ということとやっております。現在、川島町さんにつきましては未実施

でございます。

そんな中で、新市においてのコミュニティバス網のあり方につきましては、旧川島町区域のサービス低下を防ぐために、その交通アクセスを確保するというところでございます。1番として、新設路線の（仮称）川島線は平日路線及び休日路線の2路線とする。2番目に、平日路線は、川島町東部を出発点として、川島町を横断し、公共交通機関の駅を経由して各務原市役所までとする。また、休日路線は、河川環境楽園等観光施設等を考慮し決定するという。なお新設路線の（仮称）川島線の細部の路線、停留所、往復数等は今後両市町で検討するというところでございます。そして、運行開始時期につきましては、合併時、もしくは合併後速やかに運行を開始するものとする。ただし、河川環境楽園の世界淡水魚園水族館や観覧車がオープンする時期、これが平成16年7月ごろを予定されておりますが、これにあわせ、合併前の試行的な運行について、今後両市町で検討するというところでございます。

以上、協議第19号の協議案を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

【議長：各務原市長】

ちょっとこれは僕の個人的な意見ですが、ほかのふれあいバスとの乗りかえは市民会館でしょう。市役所前でもほとんど全部一緒ですか。

【産業部会長】

いえ、今現在5路線は市民会館乗り換えになっておりますが、今回、これは今のところ市役所まで来て、市役所で既存のバスに乗り換えるということを考えております。

【議長：各務原市長】

東部線なんかに乗れる、市役所で。

【産業部会長】

そういう時間帯を組みたいと考えております。

【議長：各務原市長】

要するに、この川島町の方々が市役所、あるいは最寄りの駅までふれあいバスで行くと同時に、例えば市民プールね、あるいは各務野自然遺産の森、そういうところにも行けるように、乗り換え場所でもとめた方がいいと思います。そういうことも含めて、時間のことがあって難しいか、たいして難しくないと思いますが、検討していただきたいと思います。

それから、ここの中には川島町役場と環境楽園しか丸が打ってないけれども、そういうことはないんでしょう、またいろいろ研究するんでしょう、これから。

【産業部会長】

はい。当然、川島町の一番東の方からずっと……。

【議長：各務原市長】

絶対文句が出てくるよ、この1ヵ所だけだと。

【産業部会長】

先ほどちょっと説明させていただきましたように、川島町東部を出発点として、当然川島町の役場のところを通過して、そして環境楽園を通過してこちらの市役所の方まで来るという形です。

【議長：各務原市長】

よく相談して検討してください。

その他、ご意見、ご質問等ございましたら。

【副会長：川島町長】

私も同じような意見だったんですけど、市長さんが言われたので。各務原市の東部地区には主要な官庁があり、中央公民館とか、これは民間ですけどもT病院も大きいね。東部か、中央ぐらいになるのかね、あそこは。その辺はもう既にやっておみえになりますもんね。市役所付近で乗り継ぎができるというような、大体そんな感じですか。

【産業部会長】

今現在、各務原市のどちらかといいますと周辺からずっといろんなところを回りまして、市民会館のところ、病院と隣り合わせですが、そこへ全部集まってきます、5路線とも。（仮称）川島線につきましては、その路線にどこかで乗り継いで入れるような形がいいかなと考えております。

【副会長：川島町長】

また、詳細についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

【白木 博委員】

部長、そうすると、この稲羽線ね。これの延長ではなくて、川島独自の路線をここまで持ってくるわけ。

【産業部会長】

そうです。新設という形で、新たにもう一本。

【白木 博委員】

稲羽の路線を延長して川島さんの方へ回るといふわけにいかんのか。

【産業部会長】

ちょっと延長距離が長くなります。川島町の東部から市役所までで15キロを超えますので、今の既存の路線がほぼ15キロから17、8キロぐらいで統一しております。ですから、それに合わせたような距離でやっていきたいというふうには考えております。

【松田之利委員】

当然値段は100円。

【産業部会長】

そうです。

【村井宏行委員】

川島町の立場からすると、基本的に川島町から市役所なり体育館なり、要は市の中央部へ行くためのバスですね。僕が今想像しているのが、学校へ行っている、特に高校生なんですけど、危ない道を毎日通っている子たちがこのバスを使って安全に学校へ行けるようになるかなあと。そのためにコミュニティバスを走らせてもらえると認識していたものですから、その辺はどうなのかというのが少し気になったんですが。

【産業部会長】

川島町の地内から、一番近いところでJR那加駅、あるいは名鉄の新那加駅を経由して、この市役所まで回るのが一番いいかと考えております。その場合、近くの高校であれば当然乗ってきていただいていいですし、ある程度通学にも利用できる時間帯にバスを走らせたいというふうに考えております。

【副会長：川島町長】

今川島から新岐阜まで料金は幾らかな。バスに乗っておらんことがわかってしまうでいかんけども。

[発言する者あり]

約 600円でしょう。那加の駅から名鉄で新岐阜駅まで行くと電車で幾らやね。

[「290円」の声あり]

それにプラス 100円で岐阜へいける。時間はあれやけどね。

[発言する者あり]

【議長：各務原市長】

まだ時間があるから、よく相談して、四方八方をにらんで、住民の皆さんの便宜に供するため、きちんとやってください。

なお、今、各務原市の政策ですが、この市役所、新境川の周辺、それから向こうの名鉄新那加駅、その辺からずっと市役所まで、それからもうちょっと向こうに織田信長町という公園があるところですが、そこまでの間ですね。それから北はとりあえず16メートル道路、南は三井山という山が見えますが、ここまでのエリアを、都市各務原市の心臓部ということで、拠点化をクローズアップしたいと、いろんな政策をこの中で打っていきます。その中の一つに名鉄、JRという二つの軌道と駅、それから駐車場、つまりマイカーと軌道、ふれあいバス、同時に歩道、このワンセットで新交通システムというのを考えつつあります。これを向こう5、6年の間にすべてやりたいということでございます。

それから、2005年（17年）には、ちょうど中部新空港がオープンいたします。各務原の名鉄新鵜沼駅から50分ちょっとで、1時間に1本、中部新空港の玄関まで特急列車が運行されるということでございます。

また、この付近の自治会及び商工会議所から「各務原飛行場駅」という名称を「各務原市役所前」という名称に変更の要望を市はいただいております。今の予定では、

平成17年中部新空港のオープンに合わせて、「各務原飛行場駅」という名称を「各務原市役所前」という名称に変更していただくということを名鉄側に申し入れてあります。この付近が鉄道とマイカーの駐車場と自転車道路、歩行者天国の回廊の一つの大拠点になるということですので、そういう中でのふれあいバス川島線となっていくわけで、非常に便利になると思いますね。

それからまた、今の各務原市民にとっても、年配の方が環境楽園へ行くのに、このふれあいバスに乗っていけばいいということで、非常に私も期待しておるわけでございます。

余分なことを申し上げました。

それでは、協議第19号につきまして、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ありがとうございました。

19号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第20号に入ります。

「協議第20号 条例、規則等の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【総務部会長】

総務部会からのご提案でございますが、5ページからでございます。

協議第20号でございますが、条例、規則等の取扱いについてということでございます。

7ページをお願いいたします。

調整の方針といたしましては、条例、規則等は各務原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえまして、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うということとしております。

条例集に登載されております条例、規則等の数につきましては表のとおりでございますが、条例につきましては各務原市が165、川島町が110、規則につきましては各務原市が139、川島町が71、規程その他につきましては各務原市が214、川島町が118、合計で各務原市が518、川島町が299、両市町合わせますと747の調整が必要ということになります。

それで、旧川島町の条例、規則等の取扱分類につきましては、編入合併により合併の前日をもって川島町の条例、規則等はすべて失うこととなります。このため、現行の川島町の条例、規則等について、各種事務事業の調整内容を踏まえまして、以下のように分類をいたしまして作業を進めてまいります。

まずAといたしまして、各務原市の条例、規則等を適用し、そのまま失効させて差し支えないもの。例といたしましては「川島町役場の位置を決める条例」などがございます。

次にBといたしまして、各務原市の条例、規則等の一部改正や経過措置を講ずる必要があるもの。例といたしましては「各務原市公告式条例の一部を改正する条例」、条例等の公布に当たりまして、川島町の掲示場所の追加が必要になるというものでございます。なお、経過措置の必要なものにつきましては、次の二つの方法から選択し、作業を行うこととしております。一つ目には、当該条例、規則等を一部改正して附則等で規定する方法、二つ目には、特別措置に関する条例、規則等を制定して規定する方法、このどちらかで行おうとするものでございます。

次にCといたしましては、各務原市の条例、規則等として新規に制定する必要があるもの。例といたしましては、各種公の施設の設置及び管理に関する条例、川島町にございます施設を各務原市の施設とするために規定する必要があるというものでございます。

なお、合併時に制定改廃が必要な条例につきましては、各務原市議会の平成16年9月議会をめぐり調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいまご説明申し上げましたが、協議第20号につきましてご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

【横山隆一郎委員】

この条例、規則等、もう中には時代にマッチしない、要するに陳腐化してしまってもう時代にマッチしないというようなものもひょっとしたらあるんじゃないかという気がするんですけども、そういうのも当然これを機会に見直されて、そういう手続をされるということでしょうか。

【総務部会長】

時間的制約もあろうかと思いますが、できる限りそういうものも整理してやっていきたいと思っております。

【議長：各務原市長】

それでは、協議第20号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

協議第20号につきましては、原案どおり決定したいと存じます。

続きまして、協議第21号に入ります。

「協議第21号 町名、字名の変更について」を専門部会から説明願います。

【総務部会長】

それでは協議第21号、9ページからでございますが、町名、字名の変更についてご説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

調整の方針といたしましては、川島町内の町の名称を変更する。川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とするということにしております。

変更案を検討する上での基本的な考え方につきましては、編入合併により「羽島郡川島町」が「各務原市」となり、方針といたしましては次の2案が考えられました。

まず第1案といたしましては、川島町内の現行の町の名称のままとする。例といたしましては、岐阜県各務原市河田町1040番地の1、これは川島町役場の位置でございます。それから第2案といたしましては、川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付すということで、例といたしまして、岐阜県各務原市川島河田町1040番地の1。第2案は町名が長くなり、煩雑な感もありますが、川島の地名が残り、地域、場所の当たりがつけやすいという長所があるため、本案を調整方針といたしております。

なお、以前から各務原市におきましても町名から那加、鶯沼、蘇原といった冠名を削るべきであるという意見がございましたが、この考え方によりますと、第1案、第2案の選択に影響を与える要素となり得ることから、例えば合併を契機として冠名を省くことも考えられるわけでございますが、しかし現段階では議論が熟しているというわけではなくて、また合併事務が極めて煩雑になるということから、合併とは切り離して引き続き検討を行うべきであると判断をいたしました。さらに、市名自体の変更も検討課題とされている中で、住所変更は行政だけではなく、住民にも負担を伴うことでございますから、何度も行うことは好ましくないという考え方の中から、第2案を調整方針といたしております。

なお、参考でございますが、各務原市と川島町におきます類似町名ということで、各務原市には那加緑町、蘇原緑町という地区がございまして、川島町には同じく緑町という町名がございます。また、蘇原北山町という名称が各務原市にございますが、川島町には北山町というところがございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思っております。

【横山隆一郎委員】

私は、各務原市誕生して40年たちますと、那加、蘇原、鶯沼という連帯感が非常に薄れて、各務原市一つだという感じがするんですね。今の町名も、何も、現各務原市でも山崎、鶯沼山崎があるし、那加山崎町、同じがありますけれども、栄町でも北栄も南栄もあるわけでして、それはちょっと工夫すればいいわけですので、これからじゃあ一緒にオール各務原として行こうよという感覚をとると、オール各務原で旧町名は取っちゃえというのが私の意見なんです。

この前、川島町さんにお邪魔して、川祭りを見せていただきました。ああいう文化のことを考えると、やっぱり「かわしま川祭り」があれなのかなあという、多少揺らぐところも出ましたけれども、その辺もまたちょっとアイデアを出せばいいかなあ

いう気がしています。議会でも、今、旧町の何々議員団というのがあるんですけども、そういうのなんかもやっぱりなくしちゃうのがこれからの時代の趨勢なんじゃないかなあと。今は郵便番号できちっと出ちゃいますので、そういうセクショナルリズム的なことはあまり好かないという、私の意見です。

【白木 博委員】

私も同じような意見、川島町さんのすぐ隣には稲羽町がありますが、成清にしても大野にしても、もう稲羽という名称は取っておりますね。私も、今総務部長がお話しになった、議会でも委員会でも、ぼつぼつ40年になるんで、頭についている旧町の名前を削除したらどうかという意見を言った張本人なんですけど、できれば、重複しているところは別として、重複していないところは、いきなり各務原市何々町といった方がもっと親しみがわくんじゃないかなあとというふうに思うんです。ですから、結論は即出ませんし、川島町の皆さん方の意見が今後どういうふうに反映されるかわかりませんが、継続協議にしたらいかがでしょうか。

【議長：各務原市長】

いいけれども、継続するようなことじゃないだろう。同じことじゃないかね。

【副会長：川島町長】

今の各務原市側の両議員さんと全く相反する意見になるかもわかりませんが、お許しください。

この問題について、ずっと、主要な企業等も含めましていろいろ聞いてくる中で、「川島」という二文字については、地域の地図等もあるんですけども、私は個人的にもいろいろ言われている段階の中では、何としてでもこの二文字は頑張らないかんぞと考えております。それで、字数を数えてみたんですよ。今までは「羽島郡川島町河田町」。これを「各務原市川島河田町」とすると、全く今までと同じ字数になると。ですから、いろいろ意見はあっていいと思いますので、もう少し、ご意見もあれば出していただいて、継続協議で私は構いません。

【横山隆一郎委員】

今決めようとしているこのメンバーですと、特に川島町さん側はやっぱり歴史があって、誇りも持っていらっしゃるでしょう。そうなんだろうけど、40年先、50年先にどうなのかという話になると、それが非常に薄れちゃうんですね。

【副会長：川島町長】

各務原市さんの場合、どれだけ進んでいるかよくわかりませんが、住所表示の整理。うちの方は町名ごとに飛び飛びになっていて入り組んでおる、特に河田町と松原町かな。くしゃくしゃに入り組んでいますけれども、どうもなかなかこれも、あの付近で再開発、いわゆる区画整理事業をかけたときに、いろいろ道路で、例えば町名が変わらないとか、いろんな提案も申し上げました。どうも、どっちに財産が持ってみえたかどうかはよく知りませんが、なかなかそのときも決まらず、現在に至って

るというようなことはございます。その町名ごとに町内会をつくってみえるので、町内ごとに少しずつ財産もあるので、今道路で区切るのとはというようなこともございまして、そのときに実現しなかったですね。

【野田 功委員】

せっかく合併するんだから、もっと割り切ってやってもらわないかんと私は思うよ。今の2人の議員さんが言われたように、割り切らないかんと思う。せっかく合併して結婚するんだから。

【議長：各務原市長】

割り切るとはどういうことですか。

【野田 功委員】

今の話で、川島の重複しておるところは言われたとおりで、これは考える余地があると思うよ。あとはもう各務原市になるんだで、各務原市で結構じゃないですか。私はそう思うよ。そのくらい割り切らないかん。私はそう思うよ、本当の話。

【副会長：川島町長】

例えば野田さんがおっしゃるのは、今住んでいらっしゃるところの話をする、各務原市渡町と。

【野田 功委員】

それでいいんじゃないですか。そのくらい割り切らな、結婚できへんよ。野田と結婚すれば野田になるでな、大体。そのくらいは割り切らないと。

【副会長：川島町長】

各務原市の中でどういう調整したのかね。

【議長：各務原市長】

各務原市の中でも40年前に合併したときに、例えば那加何々、蘇原何々、鶯沼何々が多いんですが、例えばつつじヶ丘というのがあるね。合併したら那加とか蘇原とか鶯沼はおかしいんで、各務原市つつじヶ丘でしょう、あれ。そういうところもあるんや。稲羽町ね、ここは頭に稲羽町はついとらへんわ。各務原市前渡西町とか、各務原市成清町ね、さまざまだわ。

【副会長：川島町長】

稲羽は旧村がそのまま残してあるわけですね、どうも。稲羽町の名称にするときの名前やね、その時代の。それが今、前渡村、中屋…。

【議長：各務原市長】

それもない。もともとは、前渡村、何々村が合併して稲羽町になったんやね。それは鶯沼でも那加でもそうなんだ。蘇原でもそうなんだ。それが一番のは、鶯沼なんかは各務原村といろいろ……。那加、蘇原、鶯沼、稲羽町、おのおのが合併して、那加町、蘇原町、鶯沼町、稲羽町になったわけね、長い歴史の中で。さて、今度40年前に各務原市が誕生するときに、大ざっぱに言うと那加町、蘇原町、鶯沼町は頭に那加、

蘇原、鵜沼を入れてやったわけね。その中でもつつじヶ丘というところは、今の野田さんみたいな意見だわ。

【野田 功委員】

それは、川島の名前が抜けたら寂しいな、正直な話。だけど、割り切らな。私はそう思うよ。そのために合併するんだから。

【議長：各務原市長】

稲羽町は、稲羽町という名前だと余計字を書かんならんと。どういう意味か知らんけど、稲羽町を抜かしたんだ。だから、さまざまだって、これは。

【横山隆一郎委員】

だから、これを機会に、那加、蘇原、鵜沼とついておるのも当然取るというのが私の持論なんですけど。

【野田 功委員】

町長さんの言われることもようわかるわ、正直な話。私だって寂しいよ、本当のことを言うと。だけど、もう割り切らないかん。

【副会長：川島町長】

いろんな人と意見を交わす中で、やっぱり総合的に私はこれだけは残すというような人がおると判断しておるものですから。しかし、こういう意見があれば、もう少し研究をね。その方がいいと思うんですわ。

【議長：各務原市長】

あまり継続審議が多くなると後が大変だで、こんなに議論が白熱しておるんで、継続にしますか。

【副会長：川島町長】

恐らく各務原市さんの中でも、いろいろ……。

【議長：各務原市長】

僕の意見で恐縮ですが、会長はあまりしゃべっていかんかしらんけど、個人的な意見ですよ。僕は大体合理主義者なんだ。各務原市の人には知っていらっしゃるね。合理主義者でグローバルもわかる。ですが、人名、地名だけはちょっと違うんや。人名、地名だけは戸籍を大事にするというのが僕の元来の主義なんだ。それがいつも言う、グローバルと地域振興の両方をえこひいきしないかんで、これだけは川島町を特別えこひいきするわけじゃないけれども、そういう考えなんや。だから、川島を頭に付けても特別矛盾するわけじゃない。

それから那加、蘇原、鵜沼という呼称を僕は取る必要はないと思いますよ。それと、旧那加町出身の議員さんと職員だけ集まって何かやるということとは違う。後者はやめた方がいい。けども、ちょっと僕はそういう点では地域主義みたいなところがあるんでね。私は会長だから言ってしまうてはいけませんが、どっちでもいいわけや。継続しますか。

ということで、ちょっとこの問題は住民感情等もございますし、両市会議員の意見も、野田功さんの意見もありますし、僕が申し上げたような意見がございますから、継続にしましょう。

協議第21号につきましては引き続き考えておいて、あまり継続ばかりではいかんもんで、次回か次々回ぐらいでは決着をつけたいと思います。

続きまして、協議第22号に入ります。

「協議第22号 建設関係事業（都市計画）の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【建設部会】

「協議第22号 建設関係事業（都市計画）の取扱いについて」を説明いたします。

13ページをご参照ください。

都市計画区域の変更についての調整の方針についてでございます。

合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図るということでございます。

次ページの15ページをご参照ください。

現在、各務原市は全域が各務原都市計画区域でございます。川島町につきましては、岐阜都市計画区域の中に含まれております。

都市計画の内容といたしましては、各務原市には市街化区域及び市街化調整区域、これは川島と同じでございます。また、地域地区につきましては、各務原市については用途指定がございます。川島にもございます。各務原市だけにあるものは、防火、準防火、緑地保全地区というようなものがございます。都市施設につきましては、道路、公園、下水道、ごみ処理場、火葬場というようなものが各務原市にはございまして、川島町には公園、下水道という都市施設がございます。市街地開発事業等についてでございますが、各務原市では土地区画整理事業、工業団地造成事業、川島町においても同じような事業をやってございます。また、各務原都計については、地区計画という制度も取り入れてやってございます。川島町にはございません。

法定指定年月日といたしましては、各務原市は4町が合併いたしました昭和38年以後、速やかに全域を都市計画区域に指定してございます。川島町につきましては、昭和46年、岐阜県都市計画区域の線引きが行われたときに決定がされております。

面積といたしましては、各務原市都市計画区域が79.75平方キロメートル、川島町地域が8.02平方キロメートルでございます。

都市計画とはというところは割愛させていただきまして、次の都市計画区域の変更時期についてご説明させていただきます。

現在、岐阜県下では、ほぼ全市町村において合併がなされようとしております。岐阜県内には28の都市計画区域がございますが、この都市計画区域ほぼ全域において、

今合併という変化が起きておるとい状況でございます。そういうこと等でございますので、今回、川島町と各務原市との合併におきましても、都市基盤整備等により岐阜都市計画区域においては、穂積町、巢南町が合併して生まれた瑞穂市地域が独立、羽島地域が羽島都市計画区域から岐阜都市計画区域へ、川島町地域が岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域などの整理すべき案件を抱えております。各務原市都市計画区域といたしましては、川島町区域を新たに追加するだけでございますが、岐阜都市計画区域については、今述べましたように、いろいろな箇所において調整が発生しておるといことでございます。そういう点を考慮いたしますと、都市計画区域の変更時期につきましては、あくまでも岐阜都市計画区域の変更と同時期に行わざるを得ないといことでございます。したがいまして、合併後、当然一体的な都市整備が必要となるといことでございますので、都市計画区域については速やかに各務原都市計画区域に入れていきたいと思ひますが、その時期については、岐阜都市計画区域との調整を図りながら編入していきたいと思ひております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

協議第22号につきましてご説明申し上げましたが、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

岐阜都市計画区域というのは本当に多くの市町村があつて、当時、県はどうしてこういう線引きをしたのか。これがいろんな郡とか町の中で、従来、本当に懇々と、毎議会と言つていいほど線引きの見直しとかいろんなことを議論してきた。持ち出していくと、岐阜市が中心ですね。岐阜市、それから本巣、山県の一部もあつて、これが昭和46年の県の線の引き方が、不幸だったのか幸だったのか、それは歴史しかわかりませんけれども。

その意味で、羽島市は今でも羽島市だけで、御市の場合は各務原市だけでやってけるわけでしょう。しかし岐阜都計というのは、お互いに町ごとに、いろんなものの線引きをやりようと思つても全体で調整ですから、ほとんど調整不可能のまま46年間過ぎてきてしまったとい経緯があるんですよ。

【建設部会】

ちょっと説明し忘れました。

お手元の資料にこういう図面を今日追加させていただいております。これに、上には各務原都市計画区域、下の絵には岐阜都市計画区域の区域図をつけてございます。

それで、ここに図面が張つてございます。ちょっと見にくいかと思ひますけれども、大体の大きさ、位置関係をご理解いただければいいかと思ひます。

[ボードに張つてある図面を見ながら説明]

この青く塗つております地域が各務原都市計画区域、各務原市の行政区域全域でございます。それで、赤く表示しておりますのが岐阜都市計画区域でございます。こ

の岐阜都市計画区域という区域には、岐阜市の全域、それから北方町の全域、それから糸貫町と、今回新たに合併して瑞穂市になりましたが、瑞穂市の一部、これだけ全域が岐阜都市計画区域として決定されております。それで、都市計画地域というのは、本来市町村の行政界を越えて一つの文化圏とか、一つの経済圏、それからつながりを持った一区域で都市計画区域を定める方が好ましいということを都市計画法上は定義しております。しかしながら、本来、ある一定規模以上の都市になったときには、一つの都市ですべてのことが完結するのが本来好ましい都市計画区域であるということでございます。したがって、岐阜県も、現在、その都市計画区域の見直しについての指導の中で、いずれは市町村合併に伴っていろいろな新しい区域、市ができてくる。その中で、都市計画区域をまたがっておるという状況があるわけなんですけれども、そういういろいろな区域を持っておっても、当面は政策上支障がないであろうと。しかしながら、近い将来、一つの町が一つの都市計画を立て、新しい市の建設に向かって行政を進めていくという観点からは、速やかに合併後、そういう手続に入った方がよかろうというご指導を受けております。ちなみに、川島町につきましても、羽島郡4町についても、岐阜都市計画区域に入っておるということでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ちょっと君は説明がいかんぞ。事実関係の説明は君の言うとおりでけれども、基本的にできるだけ早く川島町さんは各務原都市計画区域に入っていたかんと、一体的な新都市の建設が不可能ですよ。それから今、野田町長がおっしゃったこと、長い目で見ると、都市計画区域がどこのエリアかということは、その地域の産業構造の戦略的な変更にもつながってくることなんです。これは大問題だから、できるだけ早く川島町さんは岐阜都市計画区域から抜けて、各務原へ来ることが正しいと思うよ。当面ではいかん。ただし、岐阜市さん及び県の都合もあるんで、結果としてそうせざるを得んけれども、どこの都市計画区域に入るといことは、その地域の戦略的、計画的な発展についてゆゆしきこと、これは。そうじゃないかね、町長さん。

【副会長：川島町長】

一旦、昭和46年にそういうのが決まると、私の記憶では、職員時代になってからもそうですけれども、今はちょっと議員さんもある意味ではあきらめというか、そういうこともあります。

【議長：各務原市長】

これだけだと、例えばここは商業区域、ここは田園地帯で結構だということになるわけ、中心から見て。そのために遅れたところが随分あるんです、僕は前県会議員としてずっと見ておると。ですから、ここはできるだけ早くやることによって、作戦が違ふの、基本的に。作戦というか、将来の発展計画が。そういうことで急いだわけやね。

【副会長：川島町長】

今はなかなか企業誘致とかできないんですが、当時はまだバブルの前ですから、例えば準工業地域を何とか阻止できんとか、それが圧倒的だったと記憶しております。そういうものを岐阜都計へ仮に持ち出しますと、工場をやりたいんですか、どうぞ岐阜市のどこどこに団地がつくってありますから、そこへと言われたって、土地代からいろいろ含めたら、とてもそこまで考える企業はないということなんだわね。そういうことであきらめ的なこともありました。今ではほとんど住宅が散在してしまいましたのでなかなか困難ですけれども、やっぱりコンパクトに、その町の一つの区域の中で決定がなされることが、スピードがあるということだね。

【議長：各務原市長】

いずれにしても、これは合併がきちっと終着点をはっきりして、最終的には県なんです、県としてはそれが流動的な場合は処理のしようがないんで、平成17年の3月で締め切って、その直後にやるということでしょう。

【建設部会】

ですから、先ほど当面と言ったのは県の言い方でございまして、各務原市と川島町は速やかにという…。

【議長：各務原市長】

それが県の言い方なんで、各務原市の君としては早くやってくれと言えればいいじゃないか。そうせんと川島地域が遅れるよ、発展が。しかも今は産業構造が激変しておる、ものすごく動いておるとき。それを見て発展策がある。そうしないと、どんどん遅れてしまうよ。

都市計画区域のありよう一つで、10年後、20年後の産業構造が違ってくる。尾張北部を見ればわかる。あまり具体的に言うといかんけど、そういうことになる。だから、結論としては、平成17年の3月に一応締め切りということなんで、それを見て各務原市も岐阜市も、最終的には県も整理をせざるを得んということは理解できるけれども、各務原市の立場としてはできるだけ早くやっていただくという要望じゃないかね。

【白木 博委員】

やっぱり市長が言われたようなことを私も実は思うんですが、これで合併の議題として県議会へ上げる時点で、この議案を県へ提出した場合、県は受理しそうですか。できれば、市長のおっしゃるように、合併と同時にもう川島町さんは各務原市の中へ入れてしまったよというような議決をもらえるような努力をしてほしいと。

【副会長：川島町長】

ただ、2回、3回になってくると思いますから、これはこちら側はいいわね、それはいいんですけど、やっぱり県にしてみると、合併時期のズレの問題もあるでしょう。今の枠組みがちゃんと行くということだと思いますけれども、そういう時期的な

ものもあると。

【白木 博委員】

川島町さんとうちとは円満に合併が進んでおるということを証明するためにも、合併と同時に川島町さんの地域も全部各務原市の都市計画の中に県が認めてくれるような議案を提出してくれれば一番いいわけだね。

【広瀬利和委員】

大変いいお話しですけど、実は瑞穂市さんも、それから本巣市さんから最近私の方へ合併の申請が出てきました。これを見ていただきますと、本巣市あたりはもっと都市計画はひどいものです。市ができましたも、その一部だけが都市計画区域になっておまして、あとはみんな都市計画区域に入っておらんのですね。それが市なんですよ。ですから、先ほどおっしゃったような市の計画をつくろうと思うと、やっぱり都市計画が基本なものですから、これは大分前から既にいろいろ研究しておられまして、私の方からと言ったらいかんかもしれませんが、早く彼らは岐阜都市計画から離脱して、新しい都市計画区域をつくって、都市計画をつくってくださいと、こういう話はもう既にありますの。ですからひとえに今川島町さんだけの話ではないと。岐阜都計から該当していくのは瑞穂市さんもそうでしょうし、本巣市さんも同じことになります。もっとそちらの方が切実でございますので、私どもも本巣市を、町に対して早急に検討しなさいと、こういう指導はしておるわけです。

いずれにしても岐阜都市計画側が作業を進めないとなかなか難しいところがあるんですよ。実際に構成員ですから、県に物申す前に、まず岐阜都市計画にも話をし作業をしていただかないと、県はいいですなと言っておってもなかなか作業が進まないんです。一応論理的には全体で都市がこういう形で形成されてというマスタープランから、かなり膨大な作業をしてきておりますので、なかなかその辺が難しいところがあるんです。ですから、その辺をご理解いただいて、なるべく私どももせいぜい努力を、そのために委員になっておるわけですから、努力はさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【副会長：川島町長】

岐阜市を中心に周辺の町が入っているでしょう。どうしても、そのキャプテンは、事務局も含めて、そこになるものですから、なかなかわきの方のことが…。本当に、あっという間にそれが30年たったということだね。

【議長：各務原市長】

いずれにしても、平成17年の3月が合併特例法の関係で合併の当面の締め切りですから、鋭意岐阜市さんもやってくれると思うけど、うちとしてはできるだけ早く、もう各務原、川島以外のことはないんで、早くやってもらうという要望を続けるということだね。

【建設部会】

新市総合計画も、当然、川島町とあわせた総合計画を策定されると思います。それと同時に、作業というような形で新各務原市マスタープランというようなものを修正変更し、区域マスタープランという上位計画もございますので、この区域マスタープランも修正し、県の方と調整していきたいと。特に今言われましたように、岐阜市、岐阜都計さんに対して正式に意思表示を早い時点で示し、岐阜都計の中で調整をとっていただくと。

【議長：各務原市長】

多分瑞穂市さんも早くやってもらいたいという気持ちでいっぱいだと思うんやな。そういうところと連携をとって、岐阜都計に早くやってくれと、こういう要望をやる。そうすると、県さんも同じようにやるんで、そういうことじゃないかな。機械的に待っておってはいかんぞ。

第22号については、今申し上げたとおりをつけ加えまして、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

協議第22号については、原案どおり決定したいと存じます。

続きまして、協議第23号に入ります。

「協議第23号 友好都市締結・国際交流事業（都市交流）の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【産業部会長】

では、「協議第23号 友好都市締結・国際交流事業（都市交流）の取扱いについて」の協議案を説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

現在、両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続するという案でございます。

めくっていただきまして、19ページの方を見ていただきたいと思います。

調整の方針の後段の部分でございますが、ただし、岐阜県板取村、徳島県川島町及び埼玉県川島町については、合併協議が行われているところもあり、今後その動向を見守るという調整の方針でございます。

現在、両市町の国際交流の現状でございますが、各務原市におきましては産業交流ということで韓国の春川市、教育交流ということでアメリカ・カリフォルニア州セリトス市、そして都市連合ということで、加盟しておりますのがGDCN「グローバル・デジタル・シティ・ネットワーク」、そしてWTA「ワールド・テクノポリス・アソシエーション」というものに加盟しております。そして、国内都市交流につきましては、友好都市交流、災害時相互応援というようなことで、福井県の敦賀市と各務原市は行っており、川島町につきましては徳島県麻植郡川島町、埼玉県比企郡川島町

と交流を行っておるということでございます。そして、農業交流につきましては武儀郡板取村とみどりの生活圏交流事業を行っておるというのが現状でございます。

以上、協議案の第23号の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長：各務原市長】

協議第23号につきましてご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

この前、ちょうど埼玉県川島町の方から町長さん、議長さん等々お見えになって、協定を結んだり、いろいろやりました。前には徳島へ、去年はご婦人の方が阿波踊りへ参加するためバス1台チャーターして行かれるなど、いろいろやってきておりますが、今、全国の町や村というのはどこもここも合併の議論で大変な状況ということをつくづく感じました。

川島町の2町の災害時応援協定をやっておるところも、今こんなような状態かどうかは別として、合併論議は進めておられますが、内容について取り消したい場合は、双方が1通の文書でもって取り消せるようにもなっておる。そう堅いものじゃありません。でも、できるだけやっていこうというような意思是双方ともあるということでございます。

【議長：各務原市長】

こういうことじゃないかな、ここに書いてある。

【副会長：川島町長】

交流も市になると、僕らではしゃべれえへんぐらいの町ばかりだな、横文字の。

【議長：各務原市長】

23号につきましては特別問題ないと存じますが、このとおり決定したいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第24号に入ります。

「協議第24号 広報広聴関係事業の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【企画財政部会長】

企画財政部会の方からご説明申し上げます。

お手元の資料21ページをご覧くださいと思います。

「協議第24号 広報広聴関係事業の取扱いについて（案）」。

広報紙、ウェブサイト（ホームページ）、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一するということでございます。

1枚めくっていただきまして23ページを見ていただきますと、ここに記載しておりますのは一般的な広報関係でございます。

まず1点目の広報紙につきましては、各務原市、川島町ともそれぞれ市の広報、あ

るいは町報を出しております。サイズとか形式につきましては、編集方法もそれぞれの市の中、あるいは町の中においてDTP編集を行っております。配布方法につきましても、自治会、町内会を通じて配布いたしております、ほぼ同じ形態で作成をいたしております。したがって、合併時におきまして各務原市に統一をいたしたいと考えております。

それから、テレビ・ラジオにつきまして、各務原市は定期的な番組をテレビ・ラジオとも持っております。放送日、放送回数は、テレビが年間12回、ラジオが年間52回持っております。川島町さんは定期的なものはお持ちでございませんので、各務原市の形態を今後とも継続していくという調整方針でございます。

それからウェブサイト、ホームページでございますが、各務原市、川島町とも同様の形態でそれぞれの市町のPRをいたしております。これにつきましても、各務原市のホームページに今後統一をしていくということでございます。

それから続きまして24ページでございますが、市民相談関係、あるいはまちづくりを語る会につきましては広聴関係になります。まず市民相談につきましては、そこに記載してありますとおり、24種類の相談事業を各務原市は行っております。川島町さんは、そこに記載してありますように、福祉的な相談事業を行っておみえになりますが、内容、種類とも各務原市の方が一般的には充実していると考えられますので、各務原市の形態に統一をしていきたいと考えます。

それからまちづくりを語る会でございますが、各務原市におきましては市長とまちづくりを語る会という形式で、自治会長さんからいろいろなご意見をいただく形態をとっております。川島町さんにつきましては、実施しておみえにならないということですので、今後とも各務原市の形態で実施をしまいたいと考えます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

協議第24号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

ご意見もないようでございますので、協議第24号につきましては原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

続きまして、協議第25号に入ります。

「協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて」を専門部会から説明願います。

【住民部会長】

続きまして、協議事項の27ページをお願いいたします。

「協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて」ご説明させていただきます。専門部会を2回開催いたしまして、次のような方針といたしました。

国民健康保険料（税）の賦課業務に関しましては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとしたしました。

1枚めくっていただきまして、次に29ページをお願いいたします。

両市町の現行制度の比較と項目ごとの調整方針が記載してございますので、順次説明をさせていただきます。

項目の一つは、料と税の調整でございます。各務原市は保険料、川島町は保険税を採用しております。1番目に、その料率と税率の具体的な比較がしてございます。医療費分につきましては市町とも4方式を採用いたしておりますけれども、介護保険負担分では各務原市では4方式、川島町は2方式を採用いたしております。ここに掲げてあります数値は、各務原市と川島町の料率でありまして、同じ土俵で比較をするために、2番で、14年度本算定時の1人当たり調定額を比較いたしております。各務原市に対する川島町の格差につきましては、医療費分では2,416円少なく、介護保険の負担分では3,191円高く、合計いたしますと775円高いという結果でございました。

次に3番目で、法令上の料と税の相違点を細かく比較してございます。内容は記述のとおりでございますが、主に料は国民健康保険法、地方自治法に、税は地方税法に基づくものでございます。基本的な考え方は同じと言ってよいと思います。料と税のどちらを選択するかにつきましてはの調整方針につきましては、お互いの考え方に相違点は少なく、保険料水準も同レベルであることなどを総合的に判断いたしまして、各務原市の保険料の制度に合わせていただくことといたしました。ただし、平成16年度については旧市町の例によることといたしました。

17年度の保険料につきましては、あとの3項目でも説明をいたしますけれども、本算定一本になりますために、医療費の動向と介護保険の負担見込みを5月中旬のリミットぎりぎりまで見据えることができまして、さらにそれを運営協議会に諮った上で市長決裁をいたしまして、決定内容を告示するという手順になります。

次に、めくっていただきまして30ページをお願いいたします。

協議項目の2は賦課割合の調整でございます。

まず言葉の説明をさせていただきますと、応能割と応益割の概念でございますけれども、応益割は国保事業が被保険者の保険事項を救済することを目的としておりますことから、その受益に応じて保険料を負担していただく考え方でございまして、具体的には世帯で負担いただく平等割と、被保険者の人数分をいただく均等割とになっております。応能割は被保険者の財力を加味するものでございまして、収入の多寡に応じた所得割と、固定資産の所有に応じた資産割とで成っております。

次に、応能割と応益割の比率についてでございます。フィフティー・フィフティーというのが基本的な考え方でございますけれども、自治体の実情に応じて決めることになっております。この比率を決定する上でのポイントは、※のところを書いておきましたように、収入の少ない世帯に対しまして、保険料を7割、5割、2割軽減する

法定軽減制度というものがございまして、軽減額について、国が2分の1、県が4分の1、一般会計からの繰入れが4分の1と、国保特別会計の負担なしで軽減できる制度に該当するためには、応益割の比率が45%以上を必須条件といたしております。両市町とも、その条件はクリアしてございまして、今後とも7割、5割、2割の法定軽減制度を維持していく比率を考えていきたいと考えております。

応能・応益割の比率についての調整方針につきましては、低所得者対策も加味した各務原市の例、すなわち応能割55、応益割45とすることといたしました。ただし、平成16年度につきましては、それぞれ旧市町の例によることといたしました。

次に、協議項目の3. 本算定と仮算定の調整でございまして。

これも、まず言葉の説明をさせていただきますと、本算定と申しますのは、本年度の所得や資産が確定をし、課税資料が整ってから保険料や保険税を算定し賦課するものでございまして、通常の事務手順からいって、6月以降になるのが普通でございまして。各務原市の場合、本算定一本で、納期は6月から3月までの10回といたしております。次に、仮算定は、本算定で述べましたように、本年度の保険料もしくは保険税が年度当初からは賦課できない反面、保険給付費の支払いをしなければならないことなどから、本算定の前に前年度の所得と資産の課税資料をもとに保険料や保険税を仮に算定し賦課するものでございまして、川島町の例では、4月から7月までの4ヵ月間を仮算定といたしまして、8月から本年度の課税資料に基づく本算定とするもので、8月から1月までの6ヵ月間で仮算定との過不足も含めて賦課、もしくは還付を行うものでございまして。本算定、仮算定の調整及び納期につきましては、各務原市の例によりまして、6月から本算定一本で、納期は6月から3月までの10期といたしました。ただし、平成16年度につきましては旧市町の例によることといたします。

最後になりますが、協議項目の4. 賦課総額の按分方法の調整でございまして。相違点は、介護分が4方式か2方式かの違いでございまして。

もともと、介護分と申しますのは、負担すべき金額が保険者ごとに決められてくるものを置きかえているわけでございまして、全体として各務原市のシステムを使用するということになりましたことから、賦課総額の按分方式の調整につきましては、各務原市の例により、医療費、介護分とも4方式を採用するものでございまして。ただし、16年度につきましてはそれぞれ旧市町の例によることといたしました。

以上で国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

【議長：各務原市長】

ただいま協議第25号について説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

同じことをやっているんだけど、微妙に違うもんだな、行政が違うとな。

【副会長：川島町長】

この国保だけは、今、小さい町村は1人の高額医療者が出ると大変なんですね。この前の新聞でしたか、保険で見られるのが日本一高かったのが、たしか1人1ヵ月2,200万だったでしょう。そういうのが小さい町で出ると本当に大変なんです。だから、今、県一本でやるとか、そんなような話も出ていますね。こういうことは本当はスケールメリットがあると非常に安定すると私は思います。ですから、これ見ておっても、今の話で微妙に課税の仕方が変わっておるだけで、総トータル的にはあれですわね。

14年度でいくと、医療分、あれをやると各務原市さんの方が700幾らか安くなっておるわけだな。

【横山隆一郎委員】

各務原市の方式に統一するというんですから、川島町さんがそれにご異存がなければそれで結構ということですけどね。

【副会長：川島町長】

微妙なんですね、これは。料金のはじき方もね。問題は、要る金は同じで、人頭割をどのくらいの比率にするか、1件当たりを幾らにするか、固定資産税比率をどうするか、所得割をどうするかということだもんで、だから今おっしゃったように、応能が財産とか所得に関連する、応益は均等割、平等割ということを見ると、うちの方ではこれを見ると応能48、応益52でしょう。こういう、持ってこんど、支払う所定の医療費が確保できないわけですよ。普通、サラリーマンの保険は固定資産税にもかからへんし、何もだでね。月給一本。要するにいただくものに何%ですから。ですからそういうふうにはいきませんので、どこでもこうやってやっているわけですけど。

【議長：各務原市長】

ご意見も尽きたようでございますので、協議第25号につきましては原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

はい、さよう決定いたします。ありがとうございました。

本日本日予定されておりました議題につきましては以上でございますが、その他、確認事項があるようでございますので、事務局から説明させます。

【事務局】

それでは、確認事項の1点目といたしまして、お手元の資料の後ろの方になりますけれども、黄色い合い紙が挟まっていると思いますが、こちらのまず1ページをお開きいただきたいと思っております。

「地方税の取扱いについて」でございますけれども、こちら、7月9日に開催をされました第4回合併協議会においてご協議いただきました地方税の取扱いにつきまして、決定をされた事項のご確認と、それから継続協議となりました事項の現段階におきます協議状況のご報告をさせていただきます。

まず決定事項でございますが、1ページの上の方の箱をご覧いただきたいと思いきすけれども、読み上げさせていただきます。

「地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。各税目の取扱いについては以下のとおりとする。

1. 個人市民税については、各務原市の例による。ただし、均等割については合併特例法の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、現行の基準に基づく不均一課税を実施する。

2. 法人市民税については、各務原市の例による。ただし、法人税割については合併特例法の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度で、段階的に調整する不均一課税を実施する。

3. 固定資産税については、各務原市の例による。

4. 軽自動車税については、各務原市の例による。

5. 市たばこ税については、各務原市の例による。

6. 入湯税については、各務原市の例による」

ということでございます。

続きまして継続協議事項、下の方の箱でございますけれども、継続協議事項といたしまして、都市計画税の取扱いがございましたが、現在こちらにつきましては幹事会及び関係の専門部会におきまして継続的に協議中でございますが、現在の協議事項についてご報告をいたします。

「都市計画税については、各務原市の例による。ただし、合併特例法の規定を適用し、不均一課税を実施する。なお、不均一課税の方式については、以下の2案を提案する。

①合併する日が属する年度及びこれに続く5年度で、段階的に調整する。

②合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、賦課を行わず、その後の2年度で段階的に調整する」

ということでございまして、現在、こちらの方は継続的に協議をいたしておりますが、幹事会案が固まりました段階で、改めて協議会の場でご協議をいただきたいと思います。以上でございます。

【事務局】

続きまして、確認事項の二つ目、「合併協議項目の協議状況について」ご説明いたします。

お手元の確認事項の5ページをご覧ください。

第4回合併協議会までに提案された協議項目を一覧表にしてみました。

一番左に番号が振ってありまして、左から順に協議項目、提案日、協議状況、承認日、調整方針と整理してあります。例えば1の合併の方式について、提案日は平成15年6月25日で、その日に承認されました。その内容は、羽島郡川島町を廃し、その区

域を各務原市へ編入する編入合併とするとなっております。

同じように、2の合併の期日について、提案日は平成15年6月25日で、その内容は、現在、平成17年（2005年）1月までとするところまでは承認されておりますが、具体的な期日は決まっておりません。よって、まだ継続協議ですので、承認日は空欄となっております。

以下、同じように整理してあります。

今後は、このような一覧表を協議会ごとに配付し、確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、確認事項の三つ目、第6回以降の合併協議会開催日程等についてご説明いたします。

これは、特に資料は準備してございません。

第6回は9月5日金曜日の午後、川島町の川島町公民館集会室で開催いたします。時間は未定ですが、今のところ午後2時からを予定しております。また後日、文書でご案内申し上げます。

また、第7回は10月7日火曜日、場所はこの場所、各務原市産業文化センターの3階特別会議室でございます。時間は未定でございます。

以上、確認事項をご説明申し上げます。

【議長：各務原市長】

ありがとうございました。

その他、特にご意見がございましたら承りたいと存じますが、よろしゅうございますか。

[「はい」の声あり]

皆様のおかげをもちまして、滞りなく会議が進行いたしました。心より感謝いたします。これをもちまして、第5回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時37分 閉会